

独立行政法人国立美術館館長等会議規則

制定 平成 13 年 4 月 2 日
国立美術館規則第 2 号

[一部改正：平成 18 年 3 月 31 日国立美術館規則第 3 号]

[一部改正：平成 18 年 6 月 20 日国立美術館規則第 37 号]

[一部改正：平成 19 年 11 月 9 日国立美術館規則第 11 号]

[一部改正：平成 24 年 1 月 23 日国立美術館規則第 17 号]

(設置)

第 1 条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の業務の適正かつ円滑な執行を図るため、国立美術館に理事長、理事及び各館の館長で構成する会議（以下「館長等会議」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 館長等会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 国立美術館の運営に関する基本方針その他の重要方針の決定に関する事項
- 二 中期計画、年度計画に関する事項
- 三 業務方法書、法人に係る規則の新設、改廃に関する事項
- 四 業務評価に関する事項
- 五 人事に関する重要な事項
- 六 予算及び決算に関する事項
- 七 その他必要な事項

(招集等)

第 3 条 館長等会議は、理事長が招集し、これを主宰する。

(開催)

第 4 条 館長等会議は、原則として隔月に 1 回開催するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、臨時に館長等会議を開催することができる。

(監事の出席)

第 5 条 理事長は、監事に対し館長等会議への出席を求め、意見を求めることができる。

(職員の出席)

第 6 条 館長等会議は、審議事項に関連する職員に出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 館長等会議に関する庶務は、事務局総務担当室において処理する。

(運営の細目)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、館長等会議の議事運営上必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 2 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 11 月 8 日から施行し、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 1 月 19 日から施行し、平成 24 年 1 月 6 日から適用する。